

令和3年第12回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和3年12月13日（月） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所庁舎 6階 6-3会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉
河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏
西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝
山口 貴範

欠席委員

江崎 和浩

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美
小河 先 ・ 栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 後藤 宗夫
酒井 秀男 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美
永田 俊幸 ・ 林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝
本田 忠男 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三
山中 敏彰

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	伊佐治伸一
主査	吉村 雅子	主査	高橋 伸和
主任主事	岡田 優希	主任主事	宮本 一路
主事	小野寺亜実	主事	宮田 直弥

議 事

- 議案第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第61号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第62号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第63号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 報告第42号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第43号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第44号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第45号 農地所有適格法人確認報告書について

議 長

それでは、令和3年第12回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを御報告いたします。
議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。
議席番号5番酒井勉委員、議席番号6番松野芳正委員、御両名様、よろしくお願ひいたします。
なお、農地利用最適化推進委員の皆様も御意見や御質問がございましたら御遠慮なく御発言をいただきたいと思っております。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第60号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転15件、使用貸借による権利の設定が1件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第60号について説明いたします。
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。
2ページをお願いします。
1番、鷺山地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、田を譲り渡すものです。
2番、岩野田地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、田を譲り渡すものです。
3番、方県地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の安定のため、田を譲り渡すものです。
4番から7番、方県地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の開始のため、田を譲り渡すものです。
8番、方県地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の安定のため、田を譲り渡すものです。
4ページをお願いします。
9番、市橋地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の安定のため、畑を譲り渡すものです。

10番及び11番、芥見地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の拡大及び安定のため、田を譲り渡すものです。

12番、網代地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、田を譲り渡すものです。

5ページをお願いします。

13番、同じく網代地区の申請は、使用貸借の設定で、農業経営の安定を図る使用借人へ、田を貸し出すものです。

14番及び15番の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、それぞれ田、畑を譲り渡すものです。

16番、柳津地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、田を譲り渡すものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第60号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等につきまして、担当地区の委員の皆様から御説明をいただきます。

それでは、1番、鷲山地区は、河田均委員、お願いいたします。

河田委員

1番の申請について、説明させていただきます。

この申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものであります。

申請地では水稻を栽培されるということです。

受人は、地元の農業者で、地元の取り決めなども十分理解されておりますので、許可は問題ないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番、岩野田地区は、酒井勉委員、お願いいたします。

酒井委員

今回の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものであります。

11月25日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。

受人は、申請地では梅の栽培を行うということです。

地域の取り決めなども理解されており、許可は問題ないと考えております。

よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3番から8番、方県地区は、事務局から説明いたします。

吉村主査

それでは事務局から御説明いたします。3番から8番の申請について、11月30日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、受人とともに現地立会いを行いました。

3番の申請は、農業経営の安定を図る受人へ田を譲り渡すものです。

申請地では以前から受人が耕作されており、引き続き水稻を栽培されるとのことです。

4番から7番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、粟を栽培される予定です。

8番の申請は、農業経営の安定を図る受人へ田を譲り渡すものです。

申請地は、以前から受人が耕作されており、今後はイタリアンライグラスを栽培される予定です。

いずれの受人も、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

以上でございます。

議 長

続きまして、9番、市橋地区は、江崎美咲委員、お願いいたします。

江崎(美)委員

9番の申請は、農業経営の安定を図る受人へ畑を譲り渡すもので、共有者の持分を他の共有者へ移転するものです。

申請地は以前から受人が耕作されており、引き続き野菜を栽培されるとのことです。

受人は、地元の方で、地元の取り決めなども十分理解されておりますので、許可は問題ないと考えております。

よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、10番、11番、芥見地区は清水健吉委員、お願いいたします。

清水委員

今回の2件の申請は隣接した2筆の農地で、農業経営を廃止する渡人が、農業経営の拡大及び安定を図る受人へ田を譲り渡すものです。

11月22日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分把握しておりますので、許可は問題ないと考えております。

よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、12番から15番、網代地区は、松野芳正委員、お願いいたします。

松野委員

12番、14番、15番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、それぞれ田又は畑を譲り渡すものです。

申請地の田では水稻を、畑では野菜を栽培されるとのことです。

13番の申請は、農業経営の安定を図る借人へ、田を貸し出すものです。

申請地では水稻を栽培されるとのことです。

11月30日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人、借人とともに現地立会いを行いました。

いずれの受人、借人も、地元の取り決めなどは十分に理解されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、16番、柳津地区は、梶下信孝委員、お願いいたします。

梶下委員

今回の申請は、農業経営の縮小を図る渡人が、農業経営の拡大を図る受人へ田を譲り渡すものです。

11月18日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を中心に栽培される予定です。

受人は、申請地隣地も適正に耕作しておりますので、許可は問題ないと考えております。

よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
議案第60号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。
議案第60号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

ありがとうございます。
全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第61号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、4件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第61号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
7ページの総括表を御覧ください。
今回は、4件、7,565平方メートルです。
8ページをお願いいたします。
1番、黒野地区の申請は、農家住宅の進入路、庭に転用するものです。
申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。
第1種農地の転用は原則不許可ですが、転用目的が既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないため、許可し得るものです。
2番から4番、方県地区の申請は、一時転用で農地の嵩上げをするものです。
申請地は、農振農用地ですが、今回の申請は一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため、例外的に許可し得るものです。
なお、2番及び3番の申請につきましては1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、47ページ、48ページにそれぞれ位置図を付けてございます。

それぞれ右上の周辺図を御覧ください。転用される場所は、伊自良川北に位置する農地です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第61号について説明を受けました。

2番及び3番、方県地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、2番、3番、方県地区は、事務局から説明いたします。

吉村主査

2番及び3番の申請は、田を畑に転換するための、農地の嵩上げの一時転用です。

11月30日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、転用事業者とともに、現地立会いを行いました。

立会いの際、施工にあたり水路等への影響が無いよう配慮すること、また、雑草等で苦情の無いようにすることを確認しております。

許可については問題ないとのことでした。

以上でございます。

議長

議案第61号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

議案第61号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第62号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は所有権の移転2件、賃貸借による権利の設定1件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第62号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

10ページの総括表を御覧ください。

今回は、5件、合計2,938平方メートルです。

11ページをお願いします。

1番、木田地区の申請は、使用貸借の設定により、農家住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

2番、黒野地区の申請は、所有権の移転により、貸駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、49ページに位置図を付けてございます。

位置図右上の周辺図を御覧ください。転用される場所は、岐北中学校から南西800mほどに位置する農地です。

3番、黒野地区の申請は、賃貸借の設定により、資材置場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

4番、合渡地区の申請は、所有権の移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

12ページをお願いします。

5番、三輪地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、高速道路出入口から300メートル以内に存する為、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第62号について説明を受けました。2番、黒野地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、2番、黒野地区は、野々村員委員、お願いします。

野々村委員

2番の申請は、貸駐車場の建設のために転用するものです。

11月30日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響が無いように確認しており、許可は問題ないと考えております。

よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議案第62号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

議案第62号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

ありがとうございました。

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第63号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第63号について説明いたします。

14ページをお願いします。

今回は、2件提出されており、特例適用農地面積は、5,542平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けするための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第63号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 　　御発言も無いようでございますので、採決に入ります。
議案第63号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 　　ありがとうございました。
全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 　　議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。
報告第42号から45号について、事務局の説明を求めます。

吉村主査 　　それでは、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和3年11月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。

報告第42号、農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について、第3条の3の規定による、許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

16ページをお願いします。

今回の各地区別の届出は、45件、合計67,357.81平方メートルです。

続きまして、報告第43号、農地法第4条第1項第8号の規定による、農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

18ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

今回の届出は、16件、合計7,944平方メートルです。

明細は、19ページから22ページです。

続きまして、報告第44号、農地法第5条第1項第7号の規定による、農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

24ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

今回の届出は、77件、合計41,216.74平方メートルです。

明細は、25ページから44ページです。

続きまして、報告第45号、農地所有適格法人要件確認報告書について、説明いたします。

46ページをお願いします。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条において、農地所有適格法人であって、農地を所有し、又は他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

令和3年11月末までに、2法人から提出されました報告書において、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりますので報告いたします。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

御発言も無いようでございますので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時35分閉会を宣す。